凡圖 は書の及はさる所を佐く、 故に萬物を象て便宜を

に收る所は新古分折圖を兩存す、又名山・大川・神祠・佛 す所は新古全國二圖を參訂して作る所なり、各郡の首 得ること多しといへとも、輿地を甚とす、今卷首に出

ら方四十里の曲折を想像せしむ、寺社寶物の類亦然 刹の如きは、其勝槪を繪畵し、門庭を出すして坐なか

磨・新座・足立・入間・高麗・比企・横見・埼玉・大里・男衾・

闔國二十二郡、豐島・葛飾・荏原・橘樹・久良岐・都筑・多

出す、

に及ては、便に隨ふか故に各郡成書の年代前後遲速あ 郡を盤環して立る所の次第なり、然とも搜索編修の功 幡羅・榛澤・那賀・兒玉・加美・秩父、是大城を中央とし諸

大城は豐島に在、天正東遷以來東照宮鼎の所にして、 慶長成業の後世々將軍の府となる、府下の市街に至て

に歸するに及はす、

、體例も各自異同あることを発れす、今改删して一

も府下に密邇する所、其事小ならす、 大城に於ては臣下の輙議すへきにあらす、市街に至て は、荏原・葛飾二郡の地に波及して日月に繁榮す、抑 姑閼如して他日

新編武藏風土記稿首卷例義

學を俟つ、

岩槻・川越・忍諸城の如きは東北の鎭なり、是等は各郡 の次序に從て城地を中とし、城下町を次第して諸村に

及ふもの亦一例なり、

山川の類敷村に闊繋するものは郡首に出す、或は敷郡 に及へは重出するものあり、其尤大なるものは卷首に

豐島郡は文政九年成、凡府下府外尤混淆して辨し回し、 俯傍の諸村に町並地と號する所あり、是建奪の初は田

仍る、此等の類全村町並となりしは、府に讓て採取せ 居人は町奉行に屬し、 野なりしを、後年許可せられて市店を置所なり、故に 地租は代官衆に收むること舊に

葛飾郡舊下總國に隷す、【下總風土記】中此郡の卷早已 者其參差たるを訝ること勿れ。

す、村市混し置る」ものは村落に屬せしものあり、

爾

て新に蒐羅し、文政八年成

に亡失して、記事すべて知へからす。今自餘の郡に傲